

令和2年度第3回
東京都私立学校審議会（第797回）

令和2年7月20日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから令和2年度第3回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。

開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は認可に関する議案のみのため審議は非公開となります。

初めに、この4月1日付で当審議会の事務局職員に異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。

○私学部長 4月1日付で異動、転入してまいりました幹部職員を紹介させていただきます。

私学行政課長の伊与でございます。

○私学行政課長 伊与です。

どうぞよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

次に、当審議会委員の改選がございましたので、事務局より報告願います。

○私学行政課長 既にご報告しておりますとおり、5月1日付で8名の委員の方が改選となっております。

それでは、5月1日付で選任されました委員の方々をご紹介申し上げます。

なお、今回選任されました委員8名のうち、5名が再任の委員でございます。

学識経験者から岸井委員、中学・高等学校関係から近藤委員、木内委員、平方委員、専修各種学校関係から千葉委員でございます。

また、学識経験者の三宅委員の後任として阿部委員、幼稚園関係の友松委員の後任として内野委員、小学校関係の小泉委員の後任として島野委員の選任がございましたので、ご紹介申し上げます。

阿部委員には第1部会、内野委員には第2部会、島野委員には第1部会と第3部会に所属し

ていただくこととなっております。

それでは、新たに就任されました委員にはここで一言ご挨拶を頂きたいと存じます。

阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 ご紹介いただきました明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部の阿部佳と申します。

昨年まではホテルのロビーでコンシェルジュという仕事をしておりました。大学、専門学校を出てきたばかりの若者たちを受け入れる側におりましたが、こちらで入り口出口両方のことで何かお手伝いできればうれしく思います。何分にも異分子でございますのでどうぞご指導くださいませ。

よろしくお願いいたします。

○私学行政課長 阿部委員、ありがとうございました。

続きまして、内野委員、お願いいたします。

○内野委員 東京都私立幼稚園連合会から参りました。西武池袋線の清瀬市というところで幼稚園をやっております内野でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○私学行政課長 内野委員、ありがとうございました。

最後に島野委員、お願いいたします。

○島野委員 ご紹介にあずかりました島野歩と申します。文教大学附属小学校校長をしております。

2年前から東京私立初等学校協会の理事をさせていただいておりますが、今年度は重永会長の下で副会長をやらせていただいております。

前回からこの会に参加させていただいておりますが、私学はこのようにたくさんの方々に支えられているのだと改めて感じております。

何分力不足ではございますが、どうぞご指導よろしくお願いいたします。

○私学行政課長 島野委員、ありがとうございました。

では、以上でご紹介を終わらせていただきます。

○近藤会長 これより、本日の議案の審議に入らせていただきます。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件はお手元に配付してあります12件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第50条第3項で準用する第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和2年7月20日付、東京都知事名。

記、1、学校法人たかの友梨学園の解散認可について、渋谷区ほか11件でございます。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件12件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議案となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第13号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議をいたします。

議案第1号は、TCA東京ECO動物海洋専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第1部会の平野委員から調査結果につきまして説明を願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、TCA東京ECO動物海洋専門学校の設置認可についてでございます。

令和2年6月25日に加茂川主査、東京都私学部職員及び江戸川区の担当職員と私で第1部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人滋慶学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、生徒の確保を適切かつ着実に実施し、安定した学校の経営及び運営を行うとともに、生徒の就職支援に万全を期していただきたいこと。また、カリキュラム等について、選択科目が多岐にわたることから、適正な教員の手配並びに生徒の選択科目受講等に十分配慮していただきたいこと。

3つ目は、生徒の自己学習や教育相談、教員の指導研究のためのスペースなどの確保に配慮し、教育環境のより一層の向上に努めていただくとともに、貴法人が設置する他校の情報も積極的に活用し生徒一人一人の付加価値を高め、社会で即戦力となるような人材育成に努めていただきたいこと。

4つ目は、校舎が住宅街にあるため近隣に迷惑をかけないように、登下校時等における注意事項について生徒を十分指導することや、実習飼育動物の徹底管理をはじめ実習モデル犬の受渡し時にも周辺交通の妨げにならないように十分配慮するなど、近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人滋慶学園から申請がありましたTCA東京ECO動物海洋専門学校の設置認可でございます。

本件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、1段階審査をとるものでございます。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は要項1に記載のとおり、「本校は学校教育法に基づき、動物・植物・自然環境などエコロジー分野に関連する業界の業務に従事しようとする者に必要な知識・技能を授け、併せて心身を鍛錬し社会に有用な人材を養成することを目的とする。」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は令和3年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持方法は要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人滋慶学園で、理事長は浮舟邦彦氏、校長は葦澤弘志氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、エコ・コミュニケーション科は昼間部一、昼間部二を設置し、修業年限は2年または3年。その他に、修業年限4年のエコ・イノベーション科。修業年限3年の動物看護科を設置します。

入学定員は、エコ・コミュニケーション科は360名、エコ・イノベーション科及び動物看護科はいずれも40名で、総定員は1,040名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、各種学校の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、千代田インターナショナルスクール東京の廃止認可についてご説明いたします。

千代田インターナショナルスクール東京は、平成30年3月20日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、当初の開校目的を達成できなくなったためです。

設置者は学校法人武蔵野大学で、理事長は田中教照氏、校長は大迫弘和氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり令和元年度末をもって全員退学または卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり令和元年度末に、同法人内に配置転換となります。

指導要録等については、要項9に記載のとおり設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり設置者において使用します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○澤委員 廃止の理由が、当初の開校目的を達成できないとだけありますが、中身が詳細に分かりませんのでさらに説明をしていただきたいです。

お願いします。

○近藤会長 お願いします。

○議案担当者 事務局からご説明いたします。

学校法人武蔵野大学は、千代田インターナショナルスクール東京の設置に向けた検討を進める際、当初は就学義務年齢である満6歳から満15歳までの外国人や日本人児童を対象としていました。

これは、設置者と平成28年度に法人合併した学校法人千代田女学園の創設者が掲げる国際教養人の育成を目指したもので、国内外を問わず国際バカロレア教育に共感する子弟への英語による教育を推進するという考えによるものでした。

しかし、都の規定において外国人学校は、外国人子女のほか帰国子女や就学義務の猶予免除を受けている等やむを得ない場合に限り認めることとされているため、認可申請に当たって対象生徒の範囲を都の枠組みに合わせたとのことでした。

次になぜ、この目的である都の枠組みに合わせた形の国際教養人の育成が達成できないのかについてですが、これは外国人生徒が集まらないためであり、その理由として大使館等へ入学

勧誘活動を行ったものの、既存のインターナショナルスクールの信用や実績と比べものにならず、千代田インターナショナルスクール東京に生徒を呼び込める魅力的な広報ができなかったとのことでした。

以上でございます。

○近藤会長 よろしいですか。

ほかにもございますか。よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましてはその認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回、新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第3号及び議案第4号は、学校法人の解散認可及び専修学校の廃止認可でございます。

これらは関連する議案ですので、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号及び議案第4号はそれぞれ関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。

これらの案件は、平成15年10月31日に法人設立認可を受けた学校法人たかの友梨学園を解散するとともに、同法人の設置するたかの友梨美容専門学校を廃止するものです。

初めに、学校法人たかの友梨学園の解散認可について、ご説明いたします。

議案第3号をご覧ください。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項1及び2に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日とします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議委員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり理事長の高野友梨氏ほか、理事6名です。

資産の処置については、要項6に記載のとおり清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第51条第1項に基づき学校法人來間学園に帰属させることといたします。

備考欄には、法人設立認可年月日等を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、たかの友梨美容専門学校の廃止についてご説明いたします。

議案第4号をご覧ください。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は認可のあった日とします。

廃止の理由は、生徒数の減少により学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人たかの友梨学園で、理事長は高野友梨氏、校長は阿部和彦氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり令和元年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり学校廃止認可の日までに全員退職します。

指導要録等については、要項9に記載のとおり生徒の情報に係るものは、学校法人東京滋慶学園が設置するベルエポック美容専門学校へ、それ以外のものは学校法人來間学園へ引継ぎます。

資産の処置については、要項10に記載のとおり設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第3号及び議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、専修各種学校及び幼稚園関係の案件でございます。

議案第5号から議案第8号は専修学校、各種学校及び幼稚園の廃止認可でございます。

事務局より、一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、岩本和裁専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

岩本和裁専門学校は、昭和56年3月3日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は認可のあった日とします。

廃止理由は、生徒数の減少により学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、岩本健一氏で、校長も同じく岩本健一氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり平成27年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり生徒卒業後に退職しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり設置者において保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議案担当者 それでは、議案第 6 号、渋谷区医師会附属看護高等専修学校についてご説明いたします。

渋谷区医師会附属看護高等専修学校は、昭和 52 年 10 月 1 日に専門学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は認可のあった日といたします。

廃止理由は、地域医療における准看護師の就職率低下及び需要減少のためです。

設置者は、一般社団法人渋谷区医師会で、代表理事長はリー啓子氏、校長は稲垣稔氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり令和元年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり学校廃止認可の日までに退職または法人内で配置転換となります。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり設置者において保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり校地及び校舎は賃貸であるため、所有者である渋谷区へ帰属いたします。教具及び工具については、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議案担当者 それでは、議案第 7 号、水代和洋服装学院の廃止認可についてご説明いたします。

水代和洋服装学院は、昭和 28 年 7 月 27 日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、設置者相続人の高齢化により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、水代とく氏で、校長は水代秀子氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり令和元年度末をもって卒業または退学をしております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり令和元年度末をもって退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり設置者相続人において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり設置者相続人において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議案担当者 それでは、議案第8号、宗教法人東光寺附属東光寺幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園長の高齢化及び後継者の不在により園の運営が困難なため廃止するものでございます。

設置者は、宗教法人東光寺、園長は 大谷 徹孝 氏でございます。

園児の処置でございますが、令和元年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和元年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継ぎ方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第5号から議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申い

たします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第9号から議案第11号は中学校及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より、一括して説明願います。

○議案担当者 それでは議案第9号についてご説明いたします。

これは、学校法人村田学園が設置しております村田女子中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、併設高等学校と定員を合わせ、中高一貫教育の強化を図るため中学校の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をご覧ください。

変更前の収容定員240名、1学年2学級80名であるものを、変更後は120名増員し収容定員360名、1学年3学級120名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和5年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日、その他として令和3年4月1日から校名変更について記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第9号についての説明を終わります。

続いて、議案第10号についてご説明いたします。

これは、学校法人村田学園が設置しております村田女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、併設中学校と定員を合わせ、中高一貫教育の強化を図るため、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をご覧ください。

普通科について変更前の収容定員486名、1学年5学級162名であるものを、変更後は120名減員し収容定員366名、1学年4学級122名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和5年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日、その他として令和3年4月1日からの校名変更について記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

○議案担当者 続いて、議案第11号についてご説明いたします。

これは、学校法人日本工業大学が設置しております日本工業大学駒場高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、受験生の普通科志向に対応するため、理数工学科及び創造工学科の収容定員を減員するとともに、普通科の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をご覧ください。

普通科については変更前の収容定員825名、1学年7学級275名であるものを、変更後は780名増員し収容定員1,605名、1学年14学級535名にいたします。理数工学科については、変更前の収容定員420名、1学年4学級140名であるものを、変更後は420名減員し収容定員0名といたします。創造工学科については、変更前の収容定員360名、1学年3学級120名であるものを、変更後は360名減員し収容定員0名といたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和5年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第9号から議案第11号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第12号は高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第12号についてご説明いたします。

これは、学校法人NHK学園が設置しておりますNHK学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、協力校に関する変更です。

1つ目は、協力校の校名及び住所の変更に伴い記載を変更します。

2つ目は、令和元年度末をもって使用しなくなった協力校を削除します。

2点目として、コースの変更です。

1つ目は、ネット学習コースとベーシックコースを統合します。

2つ目は、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施するコースのコース名を削除します。

変更の時期は、要項の7にあるように令和3年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙、学則比較対照表をご覧ください。

学則第4条の不登校児童生徒を対象とする特別な教育課程を編成して教育を実施するコース名を削除します。

次に学則第7条の別表第4を変更します。

詳細については下の表にあるとおり、1点目に明成高等学校の校名変更に伴い、学校名を仙台大学附属明成高等学校へ変更します。

2点目に、秋田令和高等学校の住所変更に伴い、その表記を変更します。

3点目に、令和元年度末をもって使用しなくなった我孫子二階堂高等学校を削除します。

4点目に、聖徳大学附属女子高等学校の校名変更に伴い、学校名を光英VERITAS高等学校へと変更します。

続きまして、学則第22条からネット学習コースとベーシックコースの統合に伴い、コース名を削除します。

なお、統合後の学費については、従来のネット学習コースの学費と同一とします。

要項に戻りまして、備考欄には設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第12号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第13号は高等学校の学科廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第13号についてご説明いたします。

これは、学校法人足立学園が設置しております足立学園高等学校における学科廃止認可です。学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、募集を停止していた文理科について、将来にわたり再開の予定がないため廃止するものです。

変更の時期は、認可のあった日です。

次に変更の内容ですが、要項6をご覧ください。

変更前の収容定員、普通科885名、文理科0名であるものを、変更後は文理科を廃止し普通科885名といたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

生徒の処置方法、指導要録等の保存、教職員の処置方法は、要項8から10に記載のとおりです。

また、教職員組織につきましては、要項11に記載のとおりです。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載して

おりますのでご参照ください。

以上で、議案第13号についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第13号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第14号は、専修学校の設置認可でございます。

議案第14号は第1部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、事務局より報告がございます。

○私学行政課長 審議会委員の異動につきまして、ご報告させていただきます。

8月31日をもって、任期満了に伴いご退任される委員がいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。

澤委員、大西委員のお二方でございます。

長年にわたりまして本審議会の審議にご尽力を賜り、本当にありがとうございました。

ここで、澤委員、大西委員よりご挨拶を頂きたいと存じます。

それでは、澤委員、お願いいたします。

○澤委員 ご紹介を頂きました。澤でございます。

4年間、大変お世話になりました。どこまでお役に立てたか分かりませんが、私自身は大変勉強になりました。

東京都の私立学校のますますの発展を心よりお祈りを申し上げます。

ありがとうございました。

○私学行政課長 澤委員、本当にありがとうございました。

続きまして、大西委員、お願いいたします。

○大西委員 ご紹介賜りました。大西でございます。

長きにわたりまして、本当にお世話になりました。

近藤会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、多大なるご指導ご鞭撻を賜りまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

新聞というメディアの立場からの参加でございましたので、特段の専門知識等を持ち合わせておりませんでした。少なくとも幸いなことに新聞沙汰になるような事案はなかったと記憶しております。自分の出番もあまりなかったのですが、逆に言えばこの東京都の私学行政、委員の皆様、それから事務方の皆様方のご努力、ご尽力によりまして支えられておられるのだなということをかえって勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

新型コロナウイルスがなかなか収束が見通せなくて、教育現場、学校現場を預かっておられる先生方、本当に日々ご心労察するに余りあるところでございますが、くれぐれも先生方の健康を害することなく、気をつけられて今後とも私学行政の発展にご尽力くださるよう祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

どうもお世話になりました。

○近藤会長 ありがとうございます。

○私学行政課長 大西委員、ありがとうございました。

お二方とも誠にありがとうございました。

なお、次期委員の選任につきましては、現在事務局にて選任手続を行っており、次回9月の審議会におきまして新委員をお迎えすることになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○近藤会長 最後に、審議会日程についてでございます。

次回9月の開催日は、23日水曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それではこれもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時52分閉会